

## 令和3年4月羽島市教育委員会定例会会議録

○日 時 令和3年4月28日（水曜日）午後1時30分～午後3時00分

○場 所 羽島市教育センター2階 研修室

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2※報第 7 号 令和3年度準要保護児童生徒の追加認定の報告について
- 日程第 3※報第 8 号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒の継続認定の報告について
- 日程第 4※議第 4 1 号 羽島市学校結核対策委員会委員の委嘱について
- 日程第 5※議第 4 2 号 羽島市教育支援委員会委員の委嘱について
- 日程第 6※議第 4 3 号 羽島市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について
- 日程第 7※議第 4 4 号 羽島市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 日程第 8※議第 4 5 号 羽島市学校給食用物資選定委員会における選定委員の委嘱、又は任命について
- 日程第 9※議第 4 6 号 羽島市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 10※議第 4 8 号 羽島市立学校における学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 11※議第 4 9 号 羽島市社会人権教育推進協議会委員の委嘱について
- 日程第 12 報第 9 号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について
- 日程第 13 議第 4 7 号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第 14 承第 2 号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第2号羽島市指定有形文化財の指定解除について）
- 日程第 15 承第 3 号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第3号羽島市指定有形民俗文化財の指定解除について）
- 日程第 16 承第 4 号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第4号羽島市指定無形民俗文化財の指定解除について）
- 日程第 17 承第 5 号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第5号羽島市指定記念物の指定解除について）
- 日程第 18 その他

#### 1 各課の事業進捗状況

※は、秘密会で審議を行った。

### ○出席者

教 育 長 森 嘉 長

教育委員	今井田 眞千子
教育委員	黒田 淳
教育委員	今枝 甫
教育委員	春日 民奈

○説明のために出席した者

事務局 長	加藤 光彦
教育総務課長	小川 隆正
学校教育課長	山田 健司
生涯学習課長	今井田 明弘
スポーツ推進課長	箕浦 勝博
図書館 長	番 重宗
北部学校給食センター所長	豊田 崇宏
兼南部学校給食センター所長	

【午後1時30分 開会】

△開会

◎**教育長** 新年度が始まって1カ月がたちました。市内の幼稚園、小中学校、義務教育学校においては、春休み明けに入園式、入学式、始業式、順調に動き出しています。新型コロナウイルス感染症に関しては、市内の小中学校で児童教職員の罹患があった。県の緊急事態対策が発出されていますが、スポーツ大会はできるだけ無観客という方向性が出ており、特に中学校の部活動についてもいろいろと連絡を差し上げたところです。学校のみならずスポーツ施設、文化施設、そして来館者の多い図書館での対策等を念入りに行っていきたいと思っています。それでは、議事に入ります。

◎**教育長** 本日は、教育長ならびに4名の委員の方が出席しており、会議は成立いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりで、議題は、追加議案も含めまして報告案件が3件、議案が9件、承認案件が4件となっています。

この議案中、日程第2から第11までについては、個人情報に関わるもの及び人事案件のため、秘密会で行いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** それでは、日程第2から第11までについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条第7項の規定に基づき秘密会で行いますので、よろしくお願いたします。

△日程第1 会議録署名委員の指名

◎**教育長** 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、今井田委員にお願いいたします。

△日程第2～日程第11

秘密会で実施

△日程第12 報第9号 羽島市教育委員会の後援等承認の報告について

◎**教育長** 次に、日程第12 報第9号 「羽島市教育委員会の後援等承認の報告について」を議題といたします。事務局より説明願います。

◎**学校教育課長** 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。  
(一般社団法人羽島青年会議所2021年度6月例会大嶋啓介氏講演会、第17回羽島市民芸術祭、2021子ども夏の自然体験活動(21ふくい夏のさとやまキャンプ)、「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座、第13回「家族のきずな」エッセイ、第58回道徳教育研究会(岐阜羽島会場))

◎**スポーツ推進課長** 以下の後援事業の申請者、目的、事業開催内容等を説明報告する。

(第12回羽島市レディスグラウンド・ゴルフ大会)

◎**教育長** この議案は、報告案件なので議事を進めます。

△日程第13 議第47号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

◎**教育長** 次に、日程第13 議第47号「令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について」を議題といたします。事務局から説明願います。

◎**学校教育課長** 令和3年度については、令和4年度の使用教科書を採択する年度となります。68ページをご覧ください。採択にあたり、第2条で示された市町教育委員会が協議を行うことを目的とし、採択協議会を設置する必要があるため、設置について、この場で議決をお願いするものです。ちなみに令和3年度の教科書については、小学校及び義務教育学校前期課程は令和元年度に、中学校及び義務教育学校後期課程については令和2年度に採択したものを使用しています。ついては、令和3年度岐阜地区採択協議会を設置する議決をお願いします。なお、本日、議決をいただきましたら、67ページにあるとおり本日、4月28日付け

で議決書を作成し、岐阜地区教育長会長あてに提出する予定であります。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、議第47号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長 ご異議なしと認め、議第47号は原案のとおり可決することといたします。

△日程第14 承第2号 臨時代理の報告並びにその承認について(臨時代理第2号羽島市指定有形文化財の指定解除について)

◎教育長 次に、日程第14 承第2号「臨時代理の報告並びにその承認について(臨時代理第2号羽島市指定有形文化財の指定解除について)」を議題といたします。事務局から説明願います。

◎生涯学習課長 羽島市文化財保護条例第5条第3項にもとづく羽島市指定有形文化財、72ページにあります13点について、羽島市指定有形文化財の指定を解除するものです。こちらは4月1日より羽島市文化財の保護に関する条例から羽島市文化財保護条例に改められ、そのなかで国、県の重要文化財の指定を受けた場合、市の指定を解除されることを新たに明記したことにより、解除するものです。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、承第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎教育長 ご異議なしと認め、承第2号は原案のとおり承認することといたします。

△日程第15 承第3号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第3号羽島市指定有形民俗文化財の指定解除について）

◎教育長 次に、日程第15 承第3号「臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第3号羽島市指定有形民俗文化財の指定解除について）」を議題といたします。事務局から説明願います。

◎生涯学習課長 羽島市文化財保護条例第19条第4項にもとづき、羽島市指定有形民俗文化財、竹鼻祭の山車について羽島市指定有形民俗文化財の指定を解除するものです。こちらも同じく県の指定を受ける場合について、市の指定が解除されることにもなっている解除となります。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、承第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長 ご異議なしと認め、承第3号は原案のとおり承認することといたします。

△日程第16 承第4号 臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第4号羽島市指定無形民俗文化財の指定解除について）

◎教育長 次に、日程第16 承第4号「臨時代理の報告並びにその承認について（臨時代理第4号羽島市指定無形民俗文化財の指定解除について）」を議題といたします。事務局から説明願います。

◎生涯学習課長 羽島市文化財保護条例第19条第4項にもとづき、羽島市指定無形民俗文化財、平方勢獅子について羽島市指定無形民俗文化財の指定を解除するものです。こちらも県の重要無形民俗文化財の指定によるものです。

◎教育長 ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、承第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、承第4号は原案のとおり承認することといたします。

△日程第17 承第5号 臨時代理の報告並びにその承認について(臨時代理第5号羽島市指定記念物の指定解除について)

◎**教育長** 次に、日程第17 承第5号「臨時代理の報告並びにその承認について(臨時代理第5号羽島市指定記念物の指定解除について)」を議題といたします。事務局から説明願います。

◎**生涯学習課長** 羽島市文化財保護条例第24条第2項にもとづき、羽島市指定記念物10点について指定記念物の指定を解除するものです。10点については78ページに載せております。これらも岐阜県史跡への指定等によるもの等により解除するものでございます。

◎**教育長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、承第5号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認め、承第5号は原案のとおり承認することといたします。

△日程第18 その他 各課の事業の進捗状況について

◎**教育長** 各課の事業の進捗状況について、報告を願います。

◎**教育総務課長** 令和2年度に予算化し繰り越した中学校4校、義務教育学校1校の特別教室への空調機器の整備については、今年度の夏休みを中心に工事を

進めます。また、実施設計を完了した福寿小学校の増築校舎については、年度内に完成、備品の搬入を行い、令和4年度から使用できる予定です。その他、正木小学校の小プール水槽部シート張替えや中央小学校、竹鼻中学校の屋上防水工事等を実施する予定です。

◎**学校教育課長** まずコロナウイルス対応からです。4月23日に岐阜県で決定された、第4波非常事態対策に取り組み中というタイトルの資料です。この背景についてはまたご一読をお願いしますが、変異株に伴う陽性率が高くなっている現状があつての対策ではないかととらえています。県内の感染状況については5667人、そのなかで変異株のデータも細かく取られるようになり、岐阜県内142人が、昨日時点では認知されていました。羽島市での感染者は149人で、前月からは15人増えています。小学校の教職員で4月24日、陽性を確認しました。そのあと続けて4月24日に児童1人、25日に児童1人ということで陽性を確認しています。

いじめの発生状況について、令和2年度は45件でした。今年度はいじめ防止条例の見直しを図っていきます。また、加害者の児童生徒への指導にも力を入れ、個に応じて工夫していきたいと考えています。

不登校の状況については、106人で、文科省のカウントの仕方も変わったこともあります。いずれにしても不登校の数が増えてきたところです。学校事故の状況については2件、校内の救急搬送については1件ありました。

◎**黒田委員** 学校で行われるスポーツ大会のようなものは、今シーズンは行われませんか。5月、6月に開催する学校はありますか。

◎**学校教育課長** 現段階では運動会、体育祭も通常どおり開催する予定ですが、実施については検討中となっています。

◎**教育長** 昨年度も形態を変えて、学年別に行う、競技をしぼる、接触競技をなくすというように工夫して行いました。本年度もコロナウイルスの感染状況を見ながら実施しなければいけませんが、学校の行事は、長いものでは数カ月前から準備する必要があり、非常に厳しいところです。

◎**生涯学習課長** 生涯学習関係では、8日に24人の青少年育成推進員の委嘱式・研修会を行いました。また、市PTA連合会、市子ども会育成協議会も活動を始めています。放課後子ども教室については、中央小学校、桑原学園の2校区で新たに開室し、市内全校区に活動を広げていくための準備を進めています。

文化振興関係では、不二竹鼻町屋ギャラリーが予定どおり17日より今年度第1回の所蔵品展「ひとのかたち」を開催し、27日までの11日間で135人が来館しています。また、文化センターについては、大規模改修を終え17日より

リニューアルオープンしていますが、新型コロナウイルス感染対策を踏まえ、4月26日より5月11日までは使用時間が9時より20時までとなっています。

◎**スポーツ推進課** 羽島市で4月4日に聖火リレーを実施しました。雨の中でしたが、大きな事故もなく無事実施できたことに感謝します。毎年5月の最終水曜日には「チャレンジデー」を実施していますが、本年度は羽島市での実施を中止し、代替イベントとして、「おうちチャレンジデー」を実施します。自宅でランニングなど15分間の運動を行ってもらい、LINEで報告してもらおう形で実施します。

◎**図書館** 4月、5月に予定していました「おはなしひろば」と「赤ちゃんタイム」について新型コロナウイルスの拡散防止のため中止となっています。県図書館協議会主催のイベントで、こども読書習慣については、スタンプラリーに羽島市も参加しており、こちらの活動は実施しています。図書館での新型コロナウイルス感染対策として入館の際の検温、手指消毒の徹底、また受付カウンターでのビニールカーテンを設置しています。また、本の貸出について、通常1人10冊のところを15冊、貸出期間を2週間から3週間に延長するなどして感染拡大の防止に努めています。

◎**給食センター** 今年度、南部学校給食センターにおいて、食缶洗浄機の更新及び修繕工事を予定しています。実施工事期間が7月7日～9月3日で、夏休み前後の7月7日から7月20日及び8月24日から9月3日の間のあわせて19日間は、南部学校給食センターからの給食を提供できない期間となります。その期間については、昨年度同様に業者による弁当を予定しています。契約手続きの進行にあわせ、関係する学校や保護者などにも連絡しながら進めていきたいと考えています。

◎**教育委員会事務局** コロナ対策について、災害対策本部でも対策を徹底するということで意思統一しています。教育施設もさまざまな施設がありますが、改めて利用者への注意喚起の文書を個別配布し、今後注意を徹底するよう周知を進めています。引き続きコロナ対策を徹底していきます。

△閉会

◎**事務局** 以上をもちまして、令和3年4月定例教育委員会を閉会いたします。

次回の定例会は、5月27日午後1時30分から、羽島市教育センター2階研修室で行いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

【午後3時00分 閉会】



---

会議の大要を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 森 嘉 長

委 員 今井田 眞千子